

「今後の廃棄物処理施設整備の在り方（案）」のポイント

位置付け

- 現在の廃棄物処理施設の整備状況や社会環境等の変化を踏まえ、今後の施設整備の在り方を整理。
- 廃棄物処理法に基づき5年ごとに策定している「廃棄物処理施設整備計画」について、この「在り方」を踏まえ作成する。

基本理念

- 廃棄物処理の3R化の推進
- 災害対応も念頭においた強靱な一般廃棄物処理システムの確保
- 地域の自主性と創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備の方向性（1）

- 市町村の一般廃棄物処理システムの3R化推進
- 地域住民等の理解と協力の確保
- 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善
 - ・市町村単位ではなく広域圏で一般廃棄物の排出動向を見据え、必要な施設整備を計画的に進める。また、その中で必要があればストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
 - ・地域の廃棄物処理システムについて、資源の有効利用や地球温暖化対策の観点を含めた効率化を促すための具体的な指標を示し、より優れたものを優先的に整備することが必要。

廃棄物処理施設整備の方向性（2）

■省エネルギー・創エネルギーを念頭に置いた施設整備

- ・廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進め、地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制やエネルギー消費の低減を図っていくことが重要。
- ・例えば、十分なエネルギー回収量を確保するための施設の大規模化、廃棄物系バイオマスの原燃料への再生利用、回収エネルギーの熱供給による地域還元といった取組の促進が必要。

■災害対策の強化

- ・廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、大規模な災害が発生しても一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場の能力を維持し、代替性・多重性を確保することが重要。
- ・地域の核となる廃棄物処理施設に対し、地震や水害によって稼働不能となることが起こらないよう、施設の耐震化や地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保。

■廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

重点目標

■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施

- ・ごみのリサイクル率：約22% → 約26%
- ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（約20年）を維持
（参考）ごみ総排出量の見込み：約4,500万t(H24) → 約4,200万t(H29)

■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保

- ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：約16% → 約21%

■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全

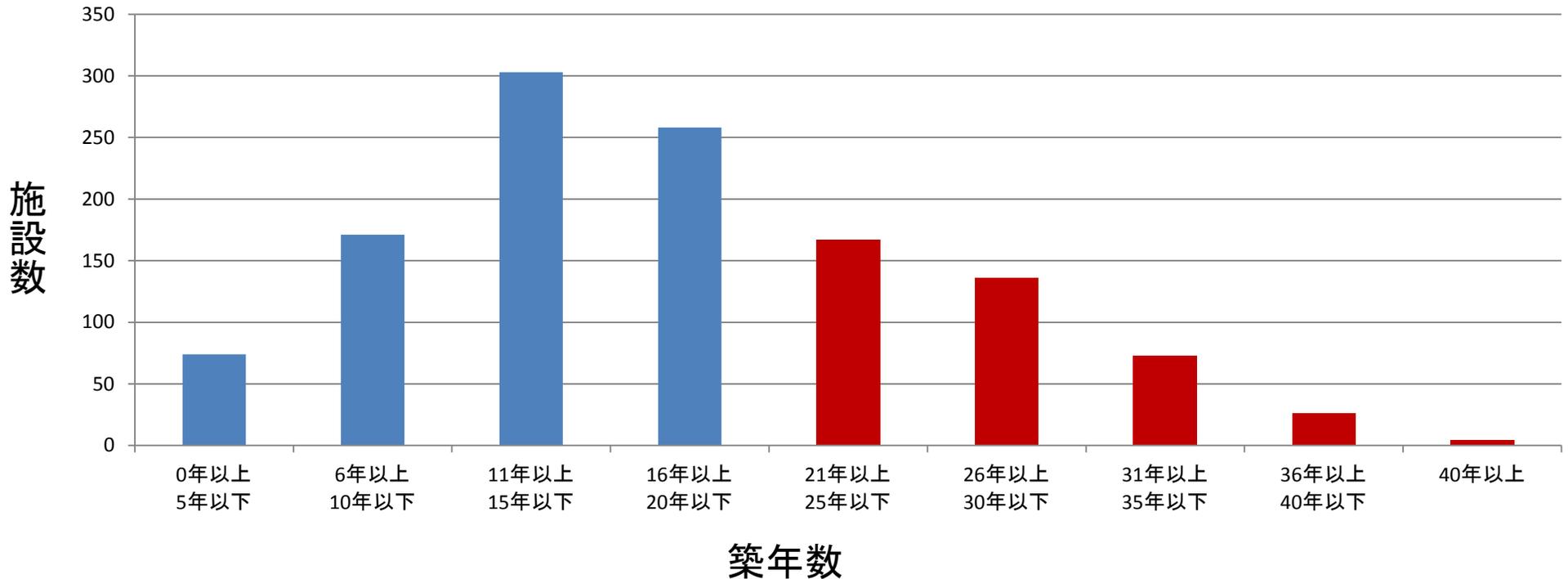
- ・浄化槽処理人口普及率：約9% → 約12%

（また、地域の廃棄物処理システムの強靱性や資源有効利用、地球温暖化対策を評価するための総合的な指標を策定する必要がある。）

施設整備の状況（焼却施設）

ダイオキシン対策を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で施設更新を含む廃棄物処理システムの見直しが必要となる。

市町村の廃棄物焼却施設の築年数ごとの分布



平成24年度末時点で
廃棄物焼却施設1221施設の内、
築年数30年を超える施設が103施設
築年数40年を超える施設が4施設

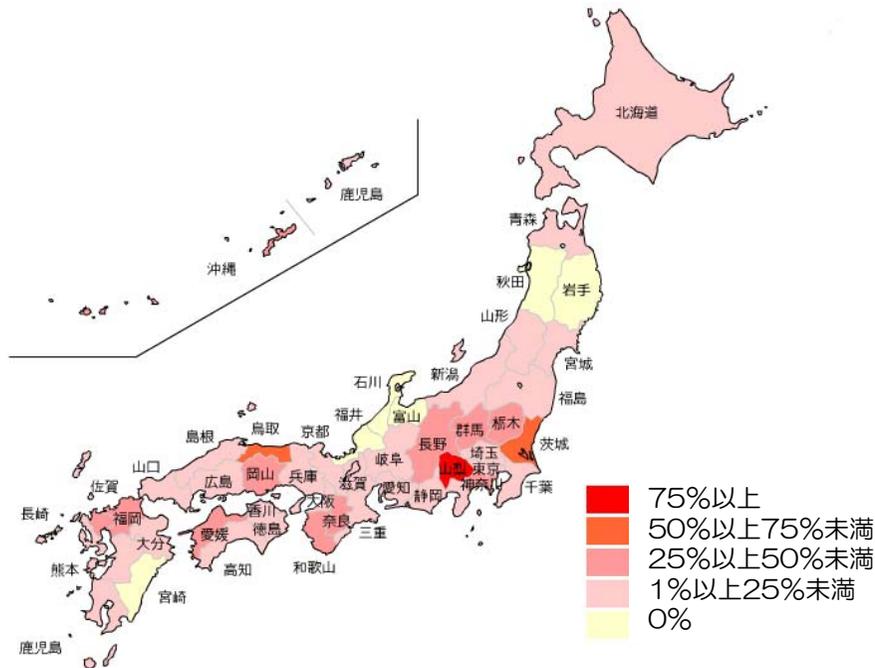


一般的な耐用年数20年を大幅に超える施設が多数あることから、適切なタイミングで老朽化した施設の更新・改良を進める必要がある。

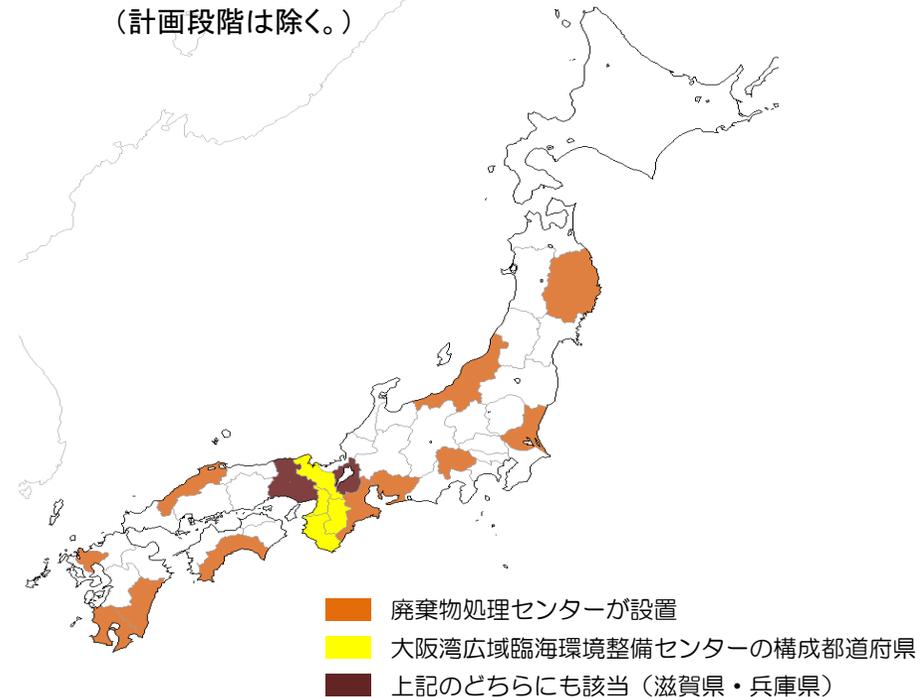
施設整備の状況（最終処分場）

最終処分量の減少に伴い自治体の最終処分場の残余年数は年々増加しているものの、**残余容量は横ばいで、その立地には地域偏在性がある状況。**

最終処分場を有していない市町村の割合



廃棄物処理センター等が設置する最終処分場を有している都道府県（計画段階は除く。）



平成22年度時点で
最終処分場を有していない市町村※316

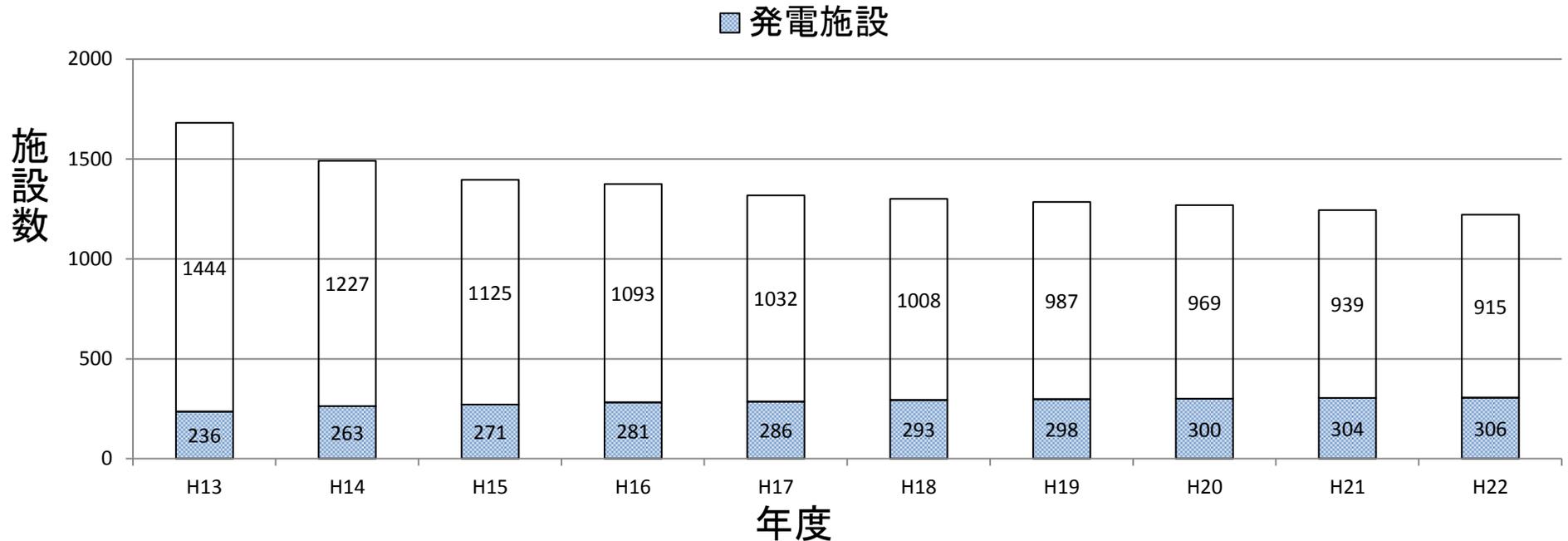
※当該市町村として最終処分場を有しておらず、他の公共処分場に埋立しておらず、民間の最終処分場に埋立を委託している市町村

最終処分場の残余年数は年々増加しているものの、**地域偏在性があるため、災害対応の観点からもその確保が強く求められる状況。**

温暖化対策、再生可能エネルギーの観点

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故の影響を受け、今後のエネルギー・環境政策として、省エネルギーや再生可能エネルギーといったグリーンエネルギーを最大限に引き上げることとされている。

市町村の廃棄物焼却施設におけるごみ発電施設数の推移



平成24年度末時点で
ごみ焼却施設1221施設の内、
発電をしている施設が306施設



高効率ごみ発電の導入など、廃棄物
処理施設の整備のタイミングで、地
域の廃棄物処理システムを省エネ・
創エネ化することが必要。

災害廃棄物への対応

東日本大震災では、既存の廃棄物処理施設を最大限利用し、発生市町村外の廃棄物処理施設や都道府県が整備した廃棄物処理センター等の余力の活用や仮設焼却炉の設置を行い、災害廃棄物等の処理を進めている。

災害廃棄物発生量と処理能力(余力)の比較

		発生量		被災地域の処理能力	
阪神 大震災 (1県)	総発生量	1,400	万t		
	焼却量／能力	200	万t	26	万t／年 (公共余力)
				50	万t／年 (民間余力)
				50	万t／年 (仮設)
	最終処分量／能力	690	万t	1,100	万m ³ (公共)
1,900				万m ³ (民間)	
東日本 大震災 (3県)	総発生量	1,600	万t		
	焼却量／能力	360	万t	25	万t／年 (公共余力)
				103	万t／年 (民間余力)
				134	万t／年 (仮設)
	最終処分量／能力	240	万t	920	万m ³ (公共)
2,500				万m ³ (民間)	

(参考)

南海トラフ巨大地震においては、想定される規模の内最も大きな被害が生じる場合、災害廃棄物が約2億5千万t(2府15県分)発生すると想定されている。

<対象地域について>

・100万t以上の災害廃棄物が発生する都道府県に限定した。

<発生量について>

・津波堆積物は含まない。

・最終処分量に焼却灰は含まない。

・東日本大震災の焼却量・最終処分量は、平成25年1月31日現在の進捗から推定した。その内、内陸部については、量の精査ができていない為、対象外とし、福島県分については、量の精査ができていない為、総発生量から按分して算出した。

<処理能力について>

・平成22年度実績

・産業廃棄物焼却施設は污泥、廃油、廃プラ、PCBを除く

・焼却量について、年間280日稼働するとして、余力で整理した。余力は平成23年4月及び10月に実施した広域処理受入可能量調査を元に算出したところ、公共・民間ともに10%程度だった。

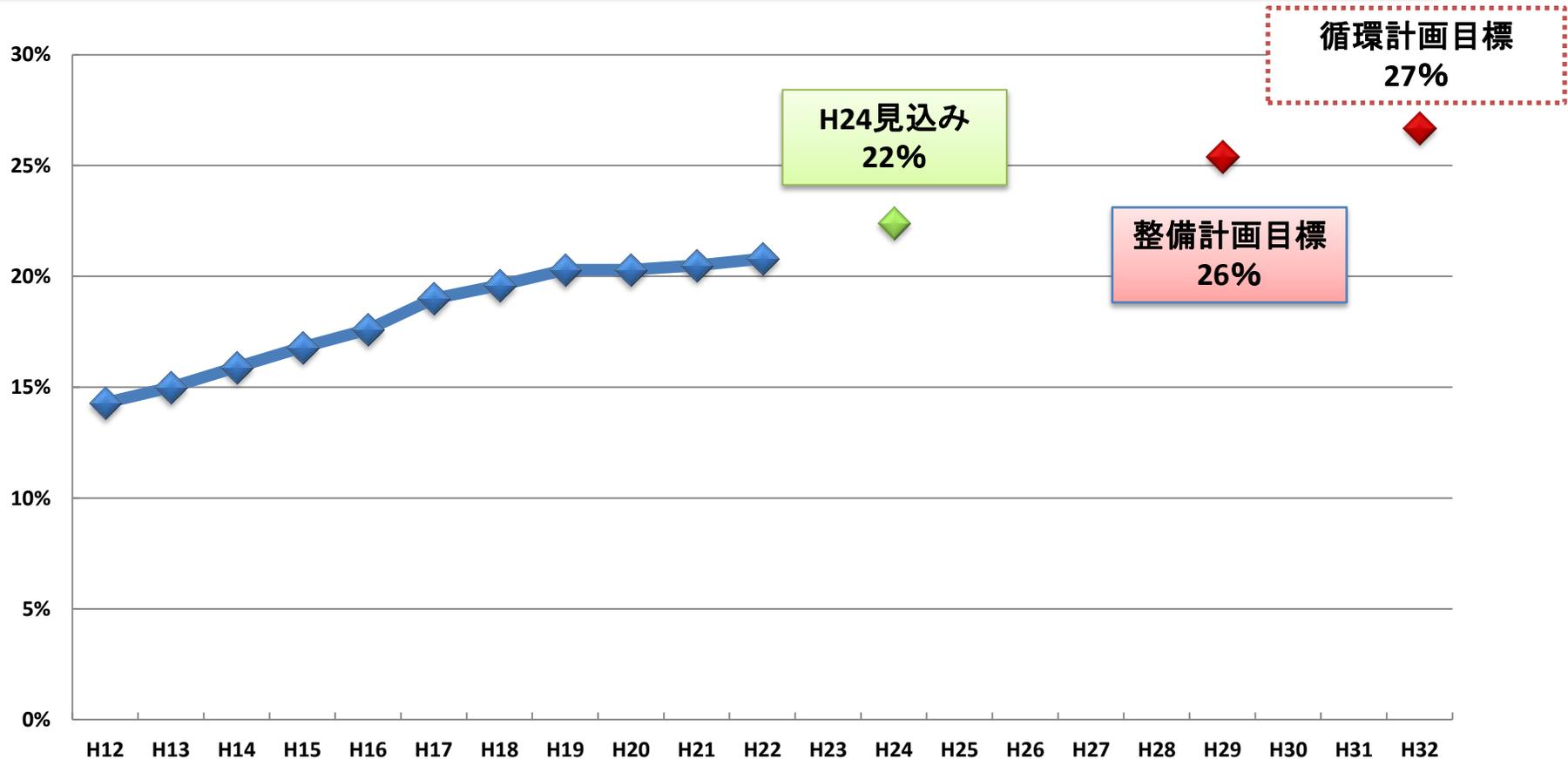
・がれき類は1トン／m³オーダー

- ・様々な規模の災害に対応できるよう、民間事業者も含め、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。
- ・一定期間で災害廃棄物の処理が完了するよう、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場の能力を維持し、代替性・多重性を確保しておくことが重要。

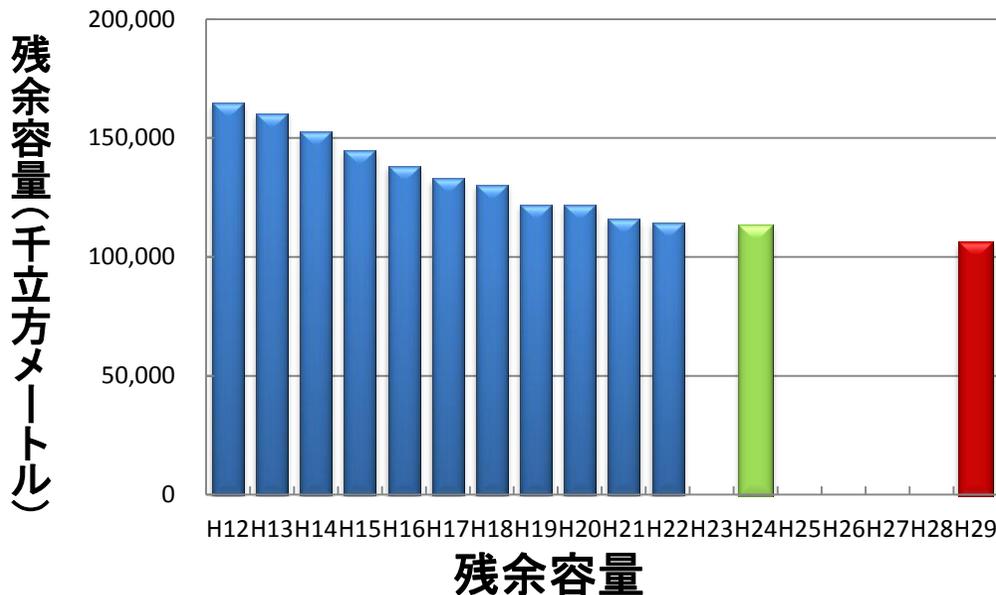
ごみのリサイクル率について

- 容器リサイクル法に基づく施策等を適切に展開できるよう、ごみの種類に応じた分別収集体制の構築を図るためのストックヤード、リサイクルプラザ等のリサイクル施設について、地域の特性を活かした適切な整備を推進する。
- 平成29年度におけるごみのリサイクル率 : 26%

ごみのリサイクル率



一般廃棄物最終処分場残余年数について



➤ 最終処分量の削減により、一般廃棄物最終処分場の残余年数は年々増加しているものの、残余容量については減少傾向にある。

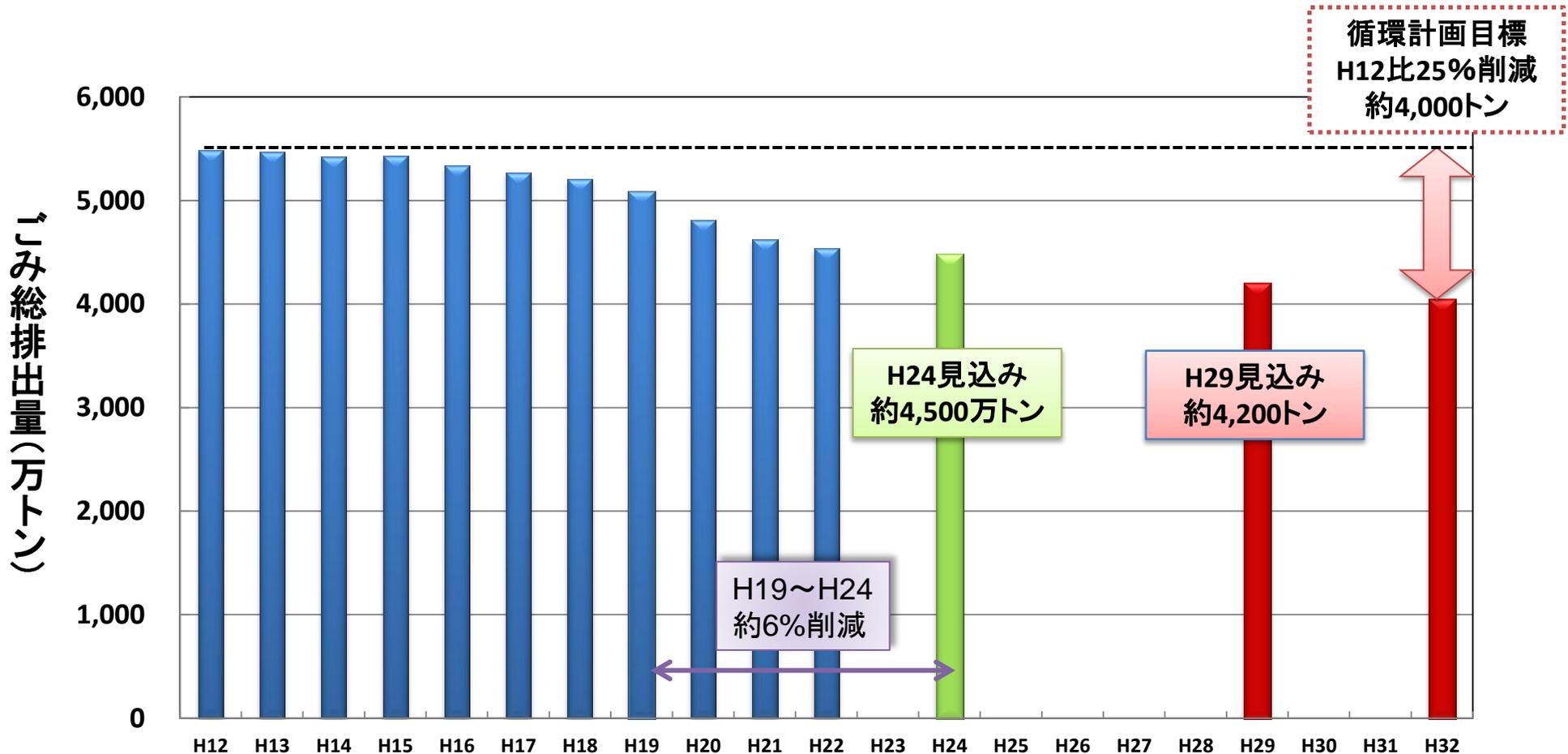


➤ ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないように適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等により一般廃棄物の最終処分場の整備を推進する。

➤ 平成29年度における一般廃棄物最終処分場の残余年数 : 平成24年度(約20年)の水準を維持

(参考)ごみ総排出量の見込み

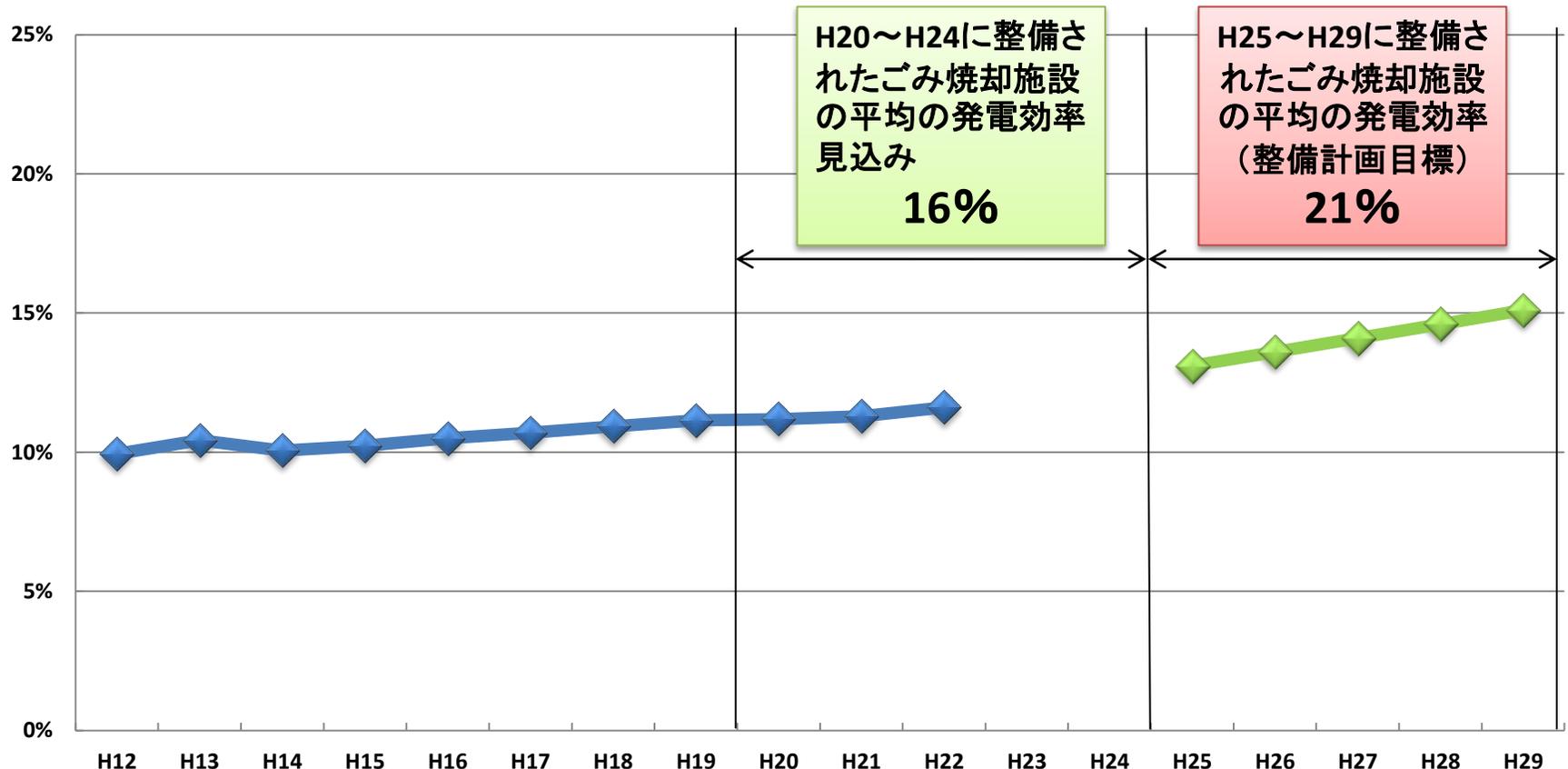
- 排出抑制に関する普及啓発やごみ処理手数料徴収の推進等により、ごみ総排出量を削減が見込まれる。
- 平成29年度におけるごみ総排出量:約4,200万トン



ごみ焼却施設の平均発電効率について

- 焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー化・創エネルギー化に貢献。
- 平成25～29年度に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：約21%

全ごみ焼却施設の平均発電効率



浄化槽処理人口普及率について

- 人口の少ない地域においてより効率的な整備が可能な合併処理浄化槽の特徴を十分に活かし、地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、合併処理浄化槽の整備を連携して実施する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を含め、面的整備の一層の推進を図る。
- 平成29年度における浄化槽処理人口普及率:約12%

浄化槽処理人口普及率

